

消費税増税にあたって

社会保険労務士 畑中 美和

この4月から消費税が5%から8%に引き上げられましたが、これは『税と社会保障の一体改革』が発端です。少子高齢化、雇用環境の変化、家族制度の変容など社会情勢が大きく変化していく中、これまで通り社会保障制度を維持していくために、財源部分では社会保障を消費税と連動させ、全世代を通じた国民の安心を確保する『全世代対応型』社会保障制度の構築を目指すものです。ですから、同じく4月には、基礎年金国庫負担部分2分の1の維持・恒久化^(※1)、父子への遺族基礎年金支給などの年金改革や、産休中の社会保険料免除が導入されます。これらの改正は私たちにとってプラスになるものですが、実は来年(平成27年)10月にはもっと期待される法改正が予定されています。

それは、受給資格期間を現在の25年から10年に短縮する、というものです。^(※2)

現行の制度では、仮に24年11月間基礎年金の保険料を納めてきても、1ヵ月足りないだけで老齢年金は全く受給出来ないのです。現在65歳以上の人の内、無年金の方が約42万人^(※3)おられますが、10年に短縮されるとその内約4割、17万人の方が救われることとなります。

私は社労士事務所で中小企業の労務手続、相談業務を行う傍ら、行政機関や銀行で年金相談会・セミナーに従事してきました。以下は其中で実際にご相談させて頂いた事例です。

相談者は女性で60歳の誕生日を目前にされた方でした。52歳の時に初めて会社勤めにでられ、8年間程度の厚生年金の加入期間がおりて、その手続きや受給金額についてのご相談でした。

ご本人は60歳から厚生年金の受け取りが始まるものと信じて、これからの生活設計を描いておられました。しかし、持ってこられたねんきん定期便等を拝見し、すぐに25年の受給資格期間を満たしていないことがわかりました。それは、65歳からの老齢基礎年金が受給出来ないだけでなく、60歳から支給開始になるはずの老齢厚生年金^(※4)をも受給出来ないことを意味しました。本来、厚生年金・共済年金は仮に会社(役所)勤めが1ヵ月間という短い期間であっても、一定の年齢になれば老齢厚生年金・退職共済年金の支給が約束されていますが、それは基礎年金の受給が前提となっているのです。

女性は、「これまで毎月、お給料から高い保険料が引き落とされてきたのよ！もし年金がもらえないと分かっていたら、保険料なんて納めてこなかったのに・・・。」^(※5)と、しばらくの間恨み節でした。

そもそもその女性は若くして自営業者の男性と結婚し、夫の「年金なんてあてにならない。保険料を納める必要はない。」との主張に倣い、52歳で会社勤めにでるまでずっと未納を通してきたのです。

少々自業自得なところもありますが、女性は老後が気になる年齢にさしかかり、同時に夫の事業が先細りしてきたことに不安を感じ、会社勤めに出られた様です。将来の年金も遅ればせながら少しは準備出来ると考えて・・・。

このご相談に対しては、既に受給資格期間10年に短縮の法案が可決されておりましたので、納付期間10年を満たすために、これから先60歳以降も国民年金に任意加入するようアドバイス^(※6)しました。消費税増税と抱き合わせ法案なので、当時はまだ、「必ずとは言えないとしても老齢年金の受給の可能性が大きくなる」、との



畑中 美和

神戸市外国語大学外国語学部英米学科卒。都市銀行に総合職として入行、2010年退職。2003年社会保険労務士試験合格、2011年登録、開業。業務研修を経て、2012年10月に江戸町社労士ファームへ事務所移転。社会保険労務士の一般事務、相談業務。ハローワークや市役所での相談員請負。大手金融機関主催セミナーなど各種企業・団体での講演など。

説明に女性の表情が明るくなったのをよく覚えております。

どんな制度も万人にとって完璧を求めるのは難しいことです。いわんや、時代と社会の変化に大きく影響を受ける社会保障制度は尚更です。しかし、その時々改革によって、国民の安心・安全な生活が維持されることを信じ、今回の増税の痛みもその実現に結びつくようにと願うばかりです。

(※1) 基礎年金国庫負担部分 2分の1の維持・恒久化

平成21年から基礎年金国庫負担部分は2分の1になっていましたが、安定財源が確保されていなかったため、臨時財源で対応されていました。

(※2) 受給資格期間を現在の25年から10年に短縮する

現在は原則、保険料納付済期間が25年を満たすことが老齢にかかるとなる年金受給の条件です。保険料納付済期間は、厚生年金・共済年金の被保険者期間、配偶者に扶養されている専業主婦（主夫）の期間、そして自ら国民年金保険料を納める必要がある自営業者や学生等の期間を通算することになります。

(※3) 65歳以上の者のうち、無年金の方が約42万人

平成19年旧社会保険庁の調べによります。

(※4) 60歳から支給開始になるはずの老齢厚生年金

60歳前半の年金は「特別支給の老齢厚生年金」です。この部分は、性別・生年月日によって順次支給年齢が引き上がっていきます。そして、昭和36年4月2日以降生まれの男性、昭和41年4月2日以降生まれの女性は老齢厚生年金も65歳からの受給となります。因みに、今年60歳になる昭和29年生まれ男性は、支給開始年齢が61歳です。

(※5) 「これまで毎月、お給料から高い保険料が引き落とされてきたのよ！もし年金がもらえないと分かっていたら、保険料なんて納めてこなかったのに・・・。」

会社（法人）に正社員として勤務していれば、強制的に厚生年金に加入することになります。自らの希望で厚生年金未加入を選択することは出来ません。

(※6) 60歳以降も国民年金に任意加入するようアドバイス

・国民年金の加入期間は60歳になるまでですが、希望すれば65歳まで加入することが出来ます。若い頃未納期間がある人は、60歳以降も加入して保険料納付済期間や年金額を増やすことが出来ます。

・平成24年10月1日から3年間の時限措置で、過去10年間の未納になっている保険料を後納することが出来ます。事例の女性の場合、後納制度の利用も選択肢の一つです。